

2030 年展望と改革タスクフォース運営要領（案）

平成 28 年 10 月 3 日
2030 年展望と改革
タスクフォース

2030 年展望と改革タスクフォース（以下「タスクフォースという。）の運営について、「2030 年展望と改革タスクフォースの開催について」（平成 28 年 9 月 30 日内閣府政策統括官（経済社会システム担当））に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. タスクフォースの配布資料及び議事概要は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときには、配布資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
2. この運営要領に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は座長が定める。